

公益社団法人高知県看護協会 会館管理規程

(目的)

第1条 この規程は、高知県看護協会会館(以下「会館」という。)の管理及び秩序の維持について必要な事項を定める。

(開館時間及び休館日)

第2条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、公益社団法人高知県看護協会(以下「本会」という。)が必要と認めた場合はこれを変更することができる

- (1)開館時間 午前8時30分から午後5時まで
- (2)休館日 土曜日 日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

(使用の許可)

第3条 会館を使用する者は、本会に会館使用許可申請書(様式第1号)を提出し、許可を得なければならない。

- 2 本会は、前項の申請書が提出された場合、適当と認めるときは会館使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。
- 3 本会が管理上必要であると認めるときは、許可の際使用についての条件を付することができる。

(使用者の範囲)

第4条 会館を使用できるのは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1)国又は県、市町村
- (2)看護職の職能団体
- (3)その他本会会長が適当と認めた者

(目的以外の使用等の禁止)

第5条 使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し又はその使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の取り消し)

第6条 本会は、次の各号の一に該当するときは許可を取り消し、使用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても看護協会は賠償の責を負わない。

- (1)使用許可の申請に不正があったとき
- (2)この規程に違反したとき
- (3)許可条件に違反したとき
- (4)その他看護協会が必要と認めたとき

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を、会館使用後に本会からの請求書を受け取った日から2週間

以内に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 本会が特に必要があると認めるときは、前条の使用料を免除することができる。

- (1) 本会の会員が主催者の代表者であり、かつ参加者全員が本会の会員である場合
- (2) 本会の会員が看護職のために行う研修会や行事に使用する場合

2 下記の場合は、半額に免ずることができる。

- (1) 関係団体が看護職のために行う行事等に使用する場合
- (2) 町内会等地域の団体が地域活動のために使用する場合

(使用者の心得)

第9条 使用者は本会の指示に従い、会館内の公序・良俗を守り、他人に迷惑にならないように注意するとともに施設の設備や備品を破損してはならない。

- 2 故意又は過失によって設備を破損又は備品を紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 使用後は直ちに設備等を整備し、現状に復さなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程における改廃は、常任理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月14日から施行し、各規定は平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年7月14日から施行し、各規定は平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成27年5月14日から施行する。

この規程は、令和4年4月9日から施行する。

この規程は、令和4年5月14日から施行する。

この規程は、令和5年10月13日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

この規程は、令和6年2月10日から施行する。

年 月 日

高知県看護協会会館使用許可申請書

公益社団法人高知県看護協会会長 様

申請者 住所
氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

下記のとおり使用したいので、公益社団法人高知県看護協会会館管理規程第3条第1項の規定に基づき、申請します。

記

使用室名		使用人数	
会議の名称		使用目的及び内容	
使用期間	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		時間
使用責任者	住所 氏名	連絡先 自宅 勤務先	

※ 使用時間には、準備、撤収及び原状回復の作業時間を含めてください。

注) 高知県看護協会会館管理規程第8条該当の有無及び該当する場合の理由

有・無

理由

(使用料の減免)

第8条 本会が特に必要があると認めるときは、前条の使用料を免除することができる。

- (1) 本会の会員が主催者の代表者であり、かつ参加者全員が本会の会員である場合
- (2) 本会の会員が看護職のために行う研修会や行事に使用する場合

2 下記の場合は、半額に免ずることができる。

- (1) 関係団体が看護職のために行う行事等に使用する場合
- (2) 町内会等地域の団体が地域活動のために使用する場合

高知県看護協会会館使用許可書

申請者 住所

氏名 様

公益社団法人高知県看護協会会長

年 月 日付で申請のありました高知県看護協会会館の使用については、
下記のとおり許可いたします。

記

使用室名		規程第3条第3項 に基づく許可条件
会議の名称		
使用期間	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	合計使用時間数 時間
使用料金 (消費税込み)	円	減免の有無・理由

※ 使用後は、必ず研修室を元の状態に戻してください。

別表

高知県看護協会会館使用基本料金

(消費税別)

使用室名	場 所	収容人員	使用料(1時間につき)	単位:円
研修室A	1階	27人	1,000	
研修室Ⅰ	2階	150人	3,000	
研修室Ⅱ		150人	3,000	
研修室Ⅲ	新館2階	50人	2,000	

※ 研修室Ⅰと研修室Ⅱは同時に使用することができます。その場合、収容人員は 300人、使用料は1時間につき 6,000円となります。

(注意事項)

- (1) 使用料の額の計算において、使用時間が1時間未満であるとき又は、使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- (2) 冷暖房費、使用機器などの費用は会館使用基本料に含まれる。
- (3) 使用時間には、設営、準備、撤収及び原状回復の作業時間も含まれる。